

障害を理由とする差別解消のための 相談窓口

令和8年4月1日
三次市立十日市中学校

障害を理由として不当に差別することは許されません。
そこで、障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応するために
相談窓口を設置しました。
担当教職員は、プライバシーの保護及び秘密の保持を徹底します。
困ったことがあれば、遠慮なく相談してください。

【担当教職員】

教頭 小田 総括事務長 池本
教諭 瀬尾 (特別支援教育コーディネーター)

【相談日】

- 月曜日から金曜日まで
(祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)
- 電話による相談については、
「0824-62-2856」におかけください。